

試行雇用（トライアル雇用）奨励金

1 概要

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層について、これらの者を一定期間（原則3ヶ月）雇用する場合に奨励金が支給されます。

2 内容

（1）主な支給の要件

以下のいずれかに該当し、安定所に求職申込みをしている者のうちトライアル雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者を、安定所の紹介により対象者を雇い入れた事業主。

- ① 中高年者（45歳以上65歳未満であって、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から喪失日までの間に、被保険者であった期間が6か月以上あった者。）
- ② 40歳未満の若年者等
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 季節労働者
- ⑤ 中国残留邦人等永住帰国者
- ⑥ 障害者
- ⑦ 日雇労働者
- ⑧ 住居喪失不安定就労者
- ⑨ ホームレス

（2）支給額

対象労働者1人につき、月額4万円とし、支給対象期間（最長3か月間）の各月支給額の合計額が支給されます。ただし、次の①及び②の場合は、その期間についての奨励金の額は、次の③の額です。

- ① 次のイからハの場合であって、雇用期間が1か月に満たない月がある場合。
 - イ 対象労働者が支給対象期間中の途中で離職（次の離職理由に限る）した場合、それぞれ支給対象期間の途中で離職した日までの期間とします。
 - ・ 本人の責めに帰すべき理由による解雇
 - ・ 本人の都合による退職
 - ・ 本人の死亡
 - ・ 天災その他のやむを得ない理由により、事業続行が不可能になった場合の解雇
 - ロ トライアル雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合（常用雇用移行日の前日までの期間とします）
 - ハ 試行雇用労働者の失踪等のため離職日が不明確な場合（最後の賃金支払日までの期間）

- ② 支給対象期間のある1か月について、試行雇用労働者本人の都合による休暇又は実施事業主の都合による休業の場合。
- ③ 試行雇用労働者が、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて次の額を支給します。

(計算式)

$$A = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{試行雇用労働者が1か月に} \\ \text{実際に就労した日数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{試行雇用労働者が当該1か月に} \\ \text{就労を予定していた日数} \end{array} \right]}$$

※ Aが次表の左欄の割合になる場合、支給額（月額）は右欄の額になります。

割合	支給額（月額）
$A \geq 75\%$	4万円
$75\% > A \geq 50\%$	3万円
$50\% > A \geq 25\%$	2万円
$25\% > A > 0\%$	1万円
$A = 0\%$	0万円

3 問い合わせ先

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。